

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

ダルベポエチン製剤の保険適用上の取扱いについて

ダルベポエチン製剤（銘柄名：ネスプ静注用 10 μ g シリンジ，同 15 μ g シリンジ，同 20 μ g シリンジ，同 30 μ g シリンジ，同 40 μ g シリンジ，同 60 μ g シリンジ，同 120 μ g シリンジ）につきましては，平成 19 年 6 月 8 日付厚生労働省告示第 211 号をもって薬価基準が一部改正され，薬価基準に収載されたところであります（平成 19 年 6 月 18 日付日医発第 272 号にてご連絡済み）。

今般，ダルベポエチン製剤が薬価基準に収載されたことに伴い，平成 19 年 6 月 29 日付厚生労働省告示第 229 号並びに第 228 号及び第 230 号により，基本診療料の施設基準等（平成 18 年 3 月 6 日付厚生労働省告示第 93 号）並びに特掲診療料の施設基準等（平成 18 年 3 月 6 日付厚生労働省告示第 94 号）及び要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合（平成 18 年 3 月 29 日付厚生労働省告示第 176 号）の一部がそれぞれ改正され，同日から適用されました。

また，上記告示の改正に伴い，同日付保医発第 0629004 号厚生労働省保険局医療課長通知により，関連通知が一部改正され，ダルベポエチン製剤の保険適用上の取扱いについて下記のとおりとすることが示されました。

なお，平成 19 年 6 月 29 日付厚生労働省告示第 229 号及び第 228 号につきましては，平成 19 年 7 月 18 日付事務連絡で厚生労働省保険局医療課企画法令第 1 係から官報掲載事項の一部訂正が示されております。また，同日付保医発第 0629004 号厚生労働省保険局医療課長通知につきましては，平成 19 年 7 月 18 日付保医発第 0718001 号により厚生労働省保険局医療課長通知から一部訂正が示されております。

今回の改正内容につきましては，新旧対照条文（告示）及び新旧対照表（通知）のとおりであります。（一部訂正内容は織り込み済み。参考資料をご参照下さい。）

つきましては，今回の改正内容等に関して，貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

げます。

なお、「ダルベポエチン製剤の保険適用錠の取扱いについて」につきましては、日本医師会雑誌9月号及び日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載いたします。

記

- (1) ダルベポエチン製剤については、エリスロポエチン製剤と同様の取扱いとし、人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にある者に対して投与された場合に限り、「A101」療養病棟入院基本料2又は「A109」有床診療所療養病床入院基本料2を算定した場合においても、別に算定できる。
- (2) ダルベポエチン製剤については、エリスロポエチン製剤と同様の取扱いとし、「D008」内分泌学的検査の「21」エリスロポエチン精密測定は、ダルベポエチン投与前の透析患者における腎性貧血の診断のために行った場合に算定できる。
- (3) ダルベポエチン製剤については、エリスロポエチン製剤と同様の取扱いとし、「J038」人工腎臓の「1」を算定する場合（人工腎臓を入院中の患者以外の患者（特掲診療料の施設基準等第11の2に規定する対象患者を除く。）に対して行った場合）は、ダルベポエチン製剤の費用は所定点数に含まれており、別に算定できない。
- (4) ダルベポエチン製剤については、エリスロポエチン製剤と同様の取扱いとし、介護老人保健施設入居者であって、人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限り、別に算定できる。
- (5) ダルベポエチン製剤については、エリスロポエチン製剤と同様の取扱いとし、要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合（平成18年3月29日厚生労働省告示第176号）の別表第一の3の項の上欄に掲げる患者であって、人工腎臓又は腹膜灌流を受けているもの（腎性貧血状態にある者に限る。）に対する投与については、療養に要する費用の額を算定できる。

以上

（添付資料）

1. 官報（平19. 6. 29 第4615号抜粋）
2. 官報掲載事項の一部訂正について
（平19. 7. 18 厚生労働省保険局医療課企画法令第1係事務連絡）
3. ダルベポエチン製剤の保険適用上の取扱いについて
（平19. 6. 29 保医発第0629004号 厚生労働省保険局医療課長通知）
4. ダルベポエチン製剤の保険適用上の取扱いに係る通知の一部訂正について
（平19. 7. 18 保医発第0718001号 厚生労働省保険局医療課長通知）

（参考資料）

1. 新旧対照条文（告示）及び新旧対照表（通知）



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

- 特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（厚生労働二二八）
- 基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（同二二九）
- 要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を改正する件（同二三〇）

○厚生労働省告示第二百二十八号
診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成十八年厚生労働省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成十九年七月一日から適用する。

平成十九年六月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第十六の三中「エリスロポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血患者の状態にあるものに投与された場合に限る。）を「エリスロポエチン（腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）」に改める。

別表第十の三中「エリスロポエチン」を「エリスロポエチン（腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）」に改める。

○厚生労働省告示第二百二十九号

診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）に基づき、基本診療料の施設基準等（平成十八年厚生労働省告示第九十三号）の一部を次のように改正し、平成十九年七月一日から適用する。

平成十九年六月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

別表第五の四中「及びエリスロポエチン」を「エリスロポエチン」に改め、「ものに対して投与された場合に限る。」の下に「及びダルベポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）」を加える。

○厚生労働省告示第二百三十号

診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）に基づき、要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合（平成十八年厚生労働省告示第七十六号）の一部を次のように改正し、平成十九年七月一日から適用する。

平成十九年六月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

別表第一中「エリスロポエチン」の下に「及びダルベポエチン」を加える。

事務連絡
平成19年7月18日

地方社会保険事務局保険課(部)
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険課(部)
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課
企画法令第1係

官報掲載事項の一部訂正について

平成19年6月29日付の官報に掲載された厚生労働省告示について、官報掲載事項の一部訂正が発行される予定ですので、あらかじめお知らせいたします。

ページ

段

行

誤

正

平成十九年六月二十九日（第四千六百十五号）公布厚生労働省告示第二百二十八号（特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件）
（原稿誤り）

八

下

二行目右

腹膜灌流

人工腎臓又は腹膜灌流

二行目左

腹膜灌流

人工腎臓又は腹膜灌流

ページ

段

行

誤

正

平成十九年六月二十九日（第四千六百十五号）厚生労働省告示第二百二十九号（基本診療料の施設基準等の一部を改正する件）
（原稿誤り）

八

下

十

及びエリスロポエチン
、及び
エリスロポエチン
、
ものに対して投与さ
れた場合に限る。）
医療用麻薬

○厚生労働省告示第二百二十八号

診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成十八年厚生労働省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成十九年七月一日から適用する。

平成十九年六月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第十六の三中「エリスロポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血患者の状態にあるものに投与された場合に限る。）」を「エリスロポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受け

タルベポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けて

ている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）に改める。

いる患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）に改める。

「エリスロポエチン

別表第十の三中「エリスロポエチン」を

タルベポエチン」

に改める。

○厚生労働省告示第二百二十九号

診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）に基づき、基本診療料の施設基準等（平成十八年厚生労働省告示第九十三号）の一部を次のように改正し、平成十九年七月一日から適用する。

平成十九年六月二十九日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

別表第五の四中「（一）及び及びエリスロポエチン」を「（一）、トエリスロポエチン」に改め、「医療用麻薬」ものに対して投与された場合に限る。」の下に「及びダルベポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）」を加える。

保医発第0629004号
平成19年6月29日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

ダルベポエチン製剤の保険適用上の取扱いについて

今般、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成18年厚生労働省告示第95号）の一部が平成19年6月8日付け厚生労働省告示第211号をもって改正され、ダルベポエチン製剤が薬価基準に収載されたことと併せて、基本診療料の施設基準等（平成18年厚生労働省告示第93号）、特掲診療料の施設基準等（平成18年厚生労働省告示第94号）及び要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合（平成18年厚生労働省告示第176号）の一部が、それぞれ平成19年6月29日付け厚生労働省告示第229号並びに第228号及び第230号をもって改正され、同日付け適用されたところ。

ダルベポエチン製剤の保険適用上の取扱いについては下記のとおりとするとともに、関係する通知の一部を改正するので、関係者に対して周知徹底を図りたい。

記

1 保険適用上の取扱い

- (1) 本製剤については、エリスロポエチン製剤と同様の取扱いとするため、基本診療料の施設基準等（平成18年厚生労働省告示第93号）別表第5の4において、人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にある者に対して投与された場合に限って、診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号。以下「算定告示」という。）別表第1区分番号A101療養病棟入院基本料2又は区分番号A109有床診療所療養病床入院基本料2を算定した場合においても、別に算定できることとしたものであること。

(2) 本製剤については、エリスロポエチン製剤と同様の取扱いとするため、特掲診療料の施設基準等（平成18年厚生労働省告示第94号）第16の3において、介護老人保健施設入居者であって、人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限り、別に算定できることとするとともに、別表10の3において、算定告示別表第1区分番号J038人工腎臓を入院中の患者以外の患者に対して行った場合には別に算定できないこととしたものであること。

(3) 本製剤については、エリスロポエチン製剤と同様の取扱いとするため、要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合（平成18年厚生労働省告示第176号）において、別表第一の3の項の上欄に掲げる患者であって、人工腎臓又は腹膜灌流を受けているもの（腎性貧血状態にある者に限る。）に対する投与については、療養に要する費用の額を算定できることとしたものであること。

2 関係通知の一部改正

(1) 「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月6日保医発第0306001号）の別添1の一部を次のように改正する。

第2章第3部第1節第1款D008の(21)中「並びに」を「又は」に、「及びエリスロポエチン投与前の」を「又はエリスロポエチン若しくはダルベポエチン投与前の」に改める。

第2章第9部J038の(16)中「及びエリスロポエチン製剤」を「、エリスロポエチン製剤及びダルベポエチン製剤」に改める。

第3章第1部の3及び第3章第2部の4中「エリスロポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血にあるものに対して投与された場合に限る。）」を「人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にある者に対して投与されたエリスロポエチン及びダルベポエチン」に改める。

(2) 「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」（平成18年4月28日老老発第0428001号、保医発第0428001号）の一部を次のように改正する。

別紙中「エリスロポエチン」の次に「及びダルベポエチン」を加える。

保医発第0718001号
平成19年7月18日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局医療課長

ダルベポエチン製剤の保険適用上の取扱いに係る通知の一部訂正について

「ダルベポエチン製剤の保険適用上の取扱いについて」（平成19年6月29日保医発第0629004号）について、別紙のとおり訂正するので、その取り扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

ダルベポエチン製剤の保険適用上の取扱いについて

1 保険適用上の取扱い

- (1) 本製剤については、エリスロポエチン製剤と同様の取扱いとするため、基本診療料の施設基準等（平成18年厚生労働省告示第93号）別表第5の4において、人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にある者に対して投与された場合に限り、診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号。以下「算定告示」という。）別表第1区分番号A101療養病棟入院基本料2又は区分番号A109有床診療所療養病床入院基本料2を算定した場合においても、別に算定できることとしたものであること。
- (2) 本製剤については、エリスロポエチン製剤と同様の取扱いとするため、特掲診療料の施設基準等（平成18年厚生労働省告示第94号）第16の3において、介護老人保健施設入居者であって、人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限り、別に算定できることとするとともに、別表第10の3において、算定告示別表第1区分番号J038人工腎臓を入院中の患者以外の患者（特掲診療料の施設基準等第11の2に規定する対象患者を除く。）に対して行った場合には別に算定できないこととしたものであること。
- (3) 本製剤については、エリスロポエチン製剤と同様の取扱いとするため、要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合（平成18年厚生労働省告示第176号）において、別表第一の3の項の上欄に掲げる患者であって、人工腎臓又は腹膜灌流を受けているもの（腎性貧血状態にある者に限る。）に対する投与については、療養に要する費用の額を算定できることとしたものであること。

2 関係通知の一部改正

- (1) 「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月6日保医発第0306001号）の別添1の一部を次のように改正する。
第2章第3部第1節第1款D008の(21)中「並びに」を「又は」に、「及びエリスロポエチン投与前の」を「又はエリスロポエチン若しくはダルベポエチン投与前の」に改める。
第2章第9部J038の(16)中「及びエリスロポエチン製剤」を「、エリスロポエチン製剤及びダルベポエチン製剤」に改める。
第3章第1部の3及び第3章第2部の4中「エリスロポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。）」を「人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にある者ものに対して投与されたエリスロポエチン及びダルベポエチン」に改める。
- (2) 「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」（平成18年4月28日老老発第0428001号、保医発第0428001号）の一部を次のように改正する。
別紙中「エリスロポエチン」の次に「及びダルベポエチン」を加える。

◎基本診療料の施設基準等(平成十八年厚生労働省告示第九十三号)

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>別表第五 老人特定入院基本料、療養病棟入院基本料、有床診療所療養病床入院基本料及び老人一般病棟入院医療管理料に含まれる画像診断及び処置並びにこれらに含まれない投薬及び注射薬</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 これらに含まれない注射薬(老人特定入院基本料及び老人一般病棟入院医療管理料に係る場合を除く。)</p> <p>腫瘍用薬(悪性新生物に罹患して患者に対して投与された場合に限る。)(療養病棟入院基本料2及び有床診療所療養病床入院基本料2に係るものに限る。)、エリスロポエチン(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。)、疼痛コントロールのための医療用麻薬及びダルベポエチン(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。)</p>	<p>別表第五 老人特定入院基本料、療養病棟入院基本料、有床診療所療養病床入院基本料及び老人一般病棟入院医療管理料に含まれる画像診断及び処置並びにこれらに含まれない投薬及び注射薬</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 これらに含まれない注射薬(老人特定入院基本料及び老人一般病棟入院医療管理料に係る場合を除く。)</p> <p>腫瘍用薬(悪性新生物に罹患して患者に対して投与された場合に限る。)(療養病棟入院基本料2及び有床診療所療養病床入院基本料2に係るものに限る。)、エリスロポエチン(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。)<u>及び疼痛コントロールのための医療用麻薬</u></p>

新旧対照条文

◎特掲診療料の施設基準等(平成十八年厚生労働省告示第九十四号)

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>第十六 介護老人保健施設入居者について算定できない検査等</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 介護老人保健施設入居者について算定できる注射薬</p> <p>エリスロポエチン(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。)</p> <p>ダルベポエチン(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。)</p> <p>四〇七 (略)</p> <p>別表第十の三 人工腎臓に規定する注射薬</p> <p>エリスロポエチン</p> <p>ダルベポエチン</p>	<p>第十六 介護老人保健施設入居者について算定できない検査等</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 介護老人保健施設入居者について算定できる注射薬</p> <p>エリスロポエチン(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血患者の状態にあるものに投与された場合に限る。)</p> <p>四〇七 (略)</p> <p>別表第十の三 人工腎臓に規定する注射薬</p> <p>エリスロポエチン</p>

新旧対照条文

◎要介護被保険者である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合(平成十八年厚生労働省告示第百七十六号)

(傍線の部分は改正部分)

改正後		現行	
別表第一		別表第一	
(略)	(略)	(略)	(略)
<p>介護療養病床等(老人性認知症疾患療養病棟の病床を除く。)に入院している患者及び短期入所療養介護(法第八条第二十項に規定する介護老人保健施設の療養室若しくは老人性認知症疾患療養病棟の病床(以下「療養室等」という。)又は指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)附</p>	<p>別表第一第二章第一部(区分B001の10に掲げる入院栄養食事指導料、B007に掲げる退院前訪問指導料、B008に掲げる薬剤管理指導料及びB009に掲げる診療情報提供料(I)(注1、注3及び注4に掲げる場合に限る。)に係る部分を除く。)、第4部(第1節に掲げるエックス線診断料の4のイ、区分E001に掲げる写真診断のうち単純撮影及びE002に掲げる撮影のうち単純撮影に係る部分を除く。)、第6部第2節(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者(腎性貧血状態にある者に限る。))に係るエリスロポエチン及びダルベポエチンに限る。)、第7部(区分H005に掲げ</p>	<p>介護療養病床等(老人性認知症疾患療養病棟の病床を除く。)に入院している患者及び短期入所療養介護(法第八条第二十項に規定する介護老人保健施設の療養室若しくは老人性認知症疾患療養病棟の病床(以下「療養室等」という。)又は指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)附</p>	<p>別表第一第二章第一部(区分B001の10に掲げる入院栄養食事指導料、B007に掲げる退院前訪問指導料、B008に掲げる薬剤管理指導料及びB009に掲げる診療情報提供料(I)(注1、注3及び注4に掲げる場合に限る。)に係る部分を除く。)、第4部(第1節に掲げるエックス線診断料の4のイ、区分E001に掲げる写真診断のうち単純撮影及びE002に掲げる撮影のうち単純撮影に係る部分を除く。)、第6部第2節(人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者(腎性貧血状態にある者に限る。))に係るエリスロポエチンに限る。)、第7部(区分H005に掲げる視能訓練及びH0</p>

<p>則第五条第三項の規定により読み替えて適用される同令第四百四十四条に規定する基準適合診療所に係る病床において行われるものを除く。別表第二において同じ。）</p>	<p>る視能訓練及びH006に掲げる難病患者リハビリテーション料に係る部分に限る。）、第8部（区分I007に掲げる精神科作業療法、I011に掲げる精神科退院指導料及びI011-2に掲げる精神科退院前訪問指導料に係る部分を除く。）、第9部（基本診療料の施設基準等（平成十八年厚生労働省告示第九十三号）別表第五第二号に掲げる処置に係る部分を除く。）及び第10部から第12部までの規定による点数が算定されるべき療養（指定施設サービズ等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表3イの注9又は口の注6に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。）、別表第一第一章第1部及び第2部第4節（短期滞在手術基本料2を除く。）並びに第2章第3部、第4部、第5部（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。）、第6部（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。）及び第8部から第12部までの規定による点数が算定されるべき療養（指定施設サービズ等に要する費用の額の算定に関する基準別表3イの注9又は口の注6に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。）並びに別表第二による点数が算定さ</p>
<p>則第五条第三項の規定により読み替えて適用される同令第四百四十四条に規定する基準適合診療所に係る病床において行われるものを除く。別表第二において同じ。）</p>	<p>06に掲げる難病患者リハビリテーション料に係る部分に限る。）、第8部（区分I007に掲げる精神科作業療法、I011に掲げる精神科退院指導料及びI011-2に掲げる精神科退院前訪問指導料に係る部分を除く。）、第9部（基本診療料の施設基準等（平成十八年厚生労働省告示第九十三号）別表第五第二号に掲げる処置に係る部分を除く。）及び第10部から第12部までの規定による点数が算定されるべき療養（指定施設サービズ等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表3イの注9又は口の注6に規定する所定単位数を算定した日に行われたものを除く。）、別表第一第一章第1部及び第2部第4節（短期滞在手術基本料2を除く。）並びに第2章第3部、第4部、第5部（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。）、第6部（専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。）及び第8部から第12部までの規定による点数が算定されるべき療養（指定施設サービズ等に要する費用の額の算定に関する基準別表3イの注9又は口の注6に規定する所定単位数を算定した日に行われたものに限る。）並びに別表第二による点数が算定されるべき療養</p>

(略)	
(略)	れるべき療養
(略)	
(略)	

(参考資料)

新旧対照表

◎ 「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」(平成18年3月6日保医発 第0306001号)
別添1第2章第3部

現 行	改 正 後
D008 内分泌学的検査 (1)～(20) (略) (21) 「21」のエリスロポエチン精密測定は、赤血球増加症の鑑別診断並びに重度の慢性腎不全患者及びエリスロポエチン投与前の透析患者における腎性貧血の診断のために行った場合に算定する。 (22)～(24) (略)	D008 内分泌学的検査 (1)～(20) (略) (21) 「21」のエリスロポエチン精密測定は、赤血球増加症の鑑別診断又は重度の慢性腎不全患者又はエリスロポエチン若しくはダルベポエチン投与前の透析患者における腎性貧血の診断のために行った場合に算定する。 (22)～(24) (略)

◎ 「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月6日保医発 第0306001号）
別添1第2章第9部

現 行	改 正 後
<p>J038 人工腎臓 (1)～(15) (略)</p> <p>(16) 人工腎臓の所定点数に含まれるものの取扱いについては、次の通りとする。</p> <p>ア 「1」の場合には、透析液（灌流液）、血液凝固阻止剤、生理食塩水及びエリスロポエチン製剤の費用は所定点数に含まれており、別に算定できない。なお、生理食塩水には、回路の洗浄・充填、血圧低下時の補液、回収に使用されるものが含まれ、同様の目的で使用される電解質補液、ブドウ糖液等についても別に算定できない。</p> <p>イ 「1」により算定する場合においても、透析液（灌流液）、血液凝固阻止剤、生理食塩水及びエリスロポエチン製剤の使用について適切に行うこと。また、慢性維持透析患者の貧血の管理に当たっては、関係学会が示している腎性貧血治療のガイドラインを踏まえ適切に行うこと。</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(17) (略)</p>	<p>J038 人工腎臓 (1)～(15) (略)</p> <p>(16) 人工腎臓の所定点数に含まれるものの取扱いについては、次の通りとする。</p> <p>ア 「1」の場合には、透析液（灌流液）、血液凝固阻止剤、生理食塩水、<u>エリスロポエチン製剤及びダルベポエチン製剤</u>の費用は所定点数に含まれており、別に算定できない。なお、生理食塩水には、回路の洗浄・充填、血圧低下時の補液、回収に使用されるものが含まれ、同様の目的で使用される電解質補液、ブドウ糖液等についても別に算定できない。</p> <p>イ 「1」により算定する場合においても、透析液（灌流液）、血液凝固阻止剤、生理食塩水、<u>エリスロポエチン製剤及びダルベポエチン製剤</u>の使用について適切に行うこと。また、慢性維持透析患者の貧血の管理に当たっては、関係学会が示している腎性貧血治療のガイドラインを踏まえ適切に行うこと。</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(17) (略)</p>

◎ 「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 3 月 6 日保医発 第 0306001 号）

別添 1 第 3 章第 1 部

現 行	改 正 後
<p>3 その他の診療料</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 算定できないものとされた診療料については、その診療に伴い使用した薬剤、保険医療材料の費用についても算定できないものであること（ただし、注射に係る薬剤の費用のうち、<u>エリスロポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。）</u>を除く。）。また、算定できるものとされた診療料に伴い使用した薬剤、保険医療材料の費用については、第 1 章及び第 2 章の例により算定できるものであること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>3 その他の診療料</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 算定できないものとされた診療料については、その診療に伴い使用した薬剤、保険医療材料の費用についても算定できないものであること（ただし、注射に係る薬剤の費用のうち、<u>人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与されたエリスロポエチン及びダルベポエチン</u>を除く。）。また、算定できるものとされた診療料に伴い使用した薬剤、保険医療材料の費用については、第 1 章及び第 2 章の例により算定できるものであること。</p> <p>(3) (略)</p>

◎ 「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月6日保医発第0306001号）

別添1第3章第2部

現 行	改 正 後
<p>4 その他の診療料</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 算定できないものとされた診療料については、その診療に伴い使用した薬剤、保険医療材料の費用についても算定できないものであること（ただし、注射に係る薬剤の費用のうち、<u>エリスロポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。）</u>を除く。）。また、算定できるものとされた診療料に伴い使用した薬剤、保険医療材料の費用については、第1章及び第2章の例により算定できるものであること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>4 その他の診療料</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 算定できないものとされた診療料については、その診療に伴い使用した薬剤、保険医療材料の費用についても算定できないものであること（ただし、注射に係る薬剤の費用のうち、<u>人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与されたエリスロポエチン及びダルベポエチン</u>を除く。）。また、算定できるものとされた診療料に伴い使用した薬剤、保険医療材料の費用については、第1章及び第2章の例により算定できるものであること。</p> <p>(3) (略)</p>

◎ 「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互の関連する事項等について」
 (平成 18 年 4 月 28 日老老発第 0428001 号・保医発第 0428001 号) 別紙

現 行		改 正 後	
<p>介護老人保健施設 (短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを含む)</p>		<p>入院中の患者</p>	
併設保険医療機関以外の保険医療機関の医師	併設保険医療機関の医師	併設保険医療機関以外の保険医療機関の医師	併設保険医療機関の医師
<p>○ (大臣の定める項目に限り算定可。(人工腎臓等の患者に対するエリスロポエチンは可)</p>		<p>○ (人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者(腎性貧血状態にある者に限る)に係るエリスロポエチンに限る。)</p>	<p>○ (専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。)</p>
<p>介護療養病床等(老人性認知症疾患療養病棟の病床を除く)(短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを含み、(※1)を除く)</p>		<p>介護療養病床等(老人性認知症疾患療養病棟の病床を除く)(短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを含み、(※1)を除く)</p>	
併設保険医療機関以外の保険医療機関の医師	併設保険医療機関の医師	併設保険医療機関以外の保険医療機関の医師	併設保険医療機関の医師
<p>○ (大臣の定める項目に限り算定可。(人工腎臓等の患者に対するエリスロポエチンは可)</p>		<p>○ (人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者(腎性貧血状態にある者に限る)に係るエリスロポエチン及びダルベポエチンに限る。)</p>	<p>○ (専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。)</p>
<p>介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用(444単位)を算定しない日の場合</p>		<p>介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用(444単位)を算定しない日の場合</p>	
併設保険医療機関以外の保険医療機関の医師	併設保険医療機関の医師	併設保険医療機関以外の保険医療機関の医師	併設保険医療機関の医師
<p>○ (大臣の定める項目に限り算定可。(人工腎臓等の患者に対するエリスロポエチンは可)</p>		<p>○ (人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者(腎性貧血状態にある者に限る)に係るエリスロポエチン及びダルベポエチンに限る。)</p>	<p>○ (専門的な診療に特有な薬剤に係るものに限る。)</p>
<p>介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用(444単位)を算定しない日の場合</p>		<p>介護療養施設サービス費のうち、他科受診時費用(444単位)を算定しない日の場合</p>	
併設保険医療機関以外の保険医療機関の医師	併設保険医療機関の医師	併設保険医療機関以外の保険医療機関の医師	併設保険医療機関の医師

(日本医師会保険医療課)